

令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業に係る

公募型プロポーザル募集要項

福島県広野町

この要領は、広野町（以下「発注者」という。）が発注する「令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

## 第1 公募型プロポーザルに付する事項

### 1 業務の名称

令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業

### 2 業務の趣旨

2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた2030年度の温室効果ガスの削減を目指す取り組みとして、民間業者の優れたノウハウを活用し、本町施設（以下「施設」という。）の照明設備のLED化を図り、光熱水費の削減と二酸化炭素に由来する地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### 3 業務の主体

福島県双葉郡広野町

### 4 対象施設

- (1) 広野町老人福祉センターの一部（広野町中央台一丁目4番地1）
- (2) 広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑（広野町大字下北迫字東町211番地2）
- (3) 広野町総合グラウンド（広野町中央台一丁目5番地）
- (4) 広野町テニスコートの一部（広野町中央台一丁目5番地）

### 5 履行期間

賃貸借契約期間 5年間

本設備の設置は契約締結の日から令和8年2月28日までとし、令和8年3月1日から賃貸借期間（5年）とする。

### 6 予算額

83,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この価格は予定価格を示すものでなく、事業内容の規模を示すものである。

※4施設を合わせた5年間のリース費用の合計とする。

### 7 業務内容

別紙「令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業仕様書」のとおり

## 第2 募集及び選定に関する事項

### 1 実施方法

広野町は、契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するための方法として、本業務への参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）を広く公募し、優れた提案をした参加表明者を受託候補者として選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

広野町と受託候補者間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の定める随意契約によるリース契約を締結する。

### 2 選定に係る日程

- (1) 募集要項等の公表  
令和7年8月1日（金）
- (2) 質問の受付期間  
公告の日から令和7年8月8日（金）まで
- (3) 質問への回答  
令和7年8月19日（火）
- (4) 参加申込書の提出期限  
令和7年8月22日（金）
- (5) 参加申込対する結果通知  
令和7年8月25日（木）
- (6) 提案書の受付期限  
令和7年8月29日（金）
- (7) 選定委員会の開催（プレゼンテーション）  
令和7年9月5日（金）
- (8) 選定結果の公表  
令和7年9月8日（月）
- (9) 契約締結予定日  
令和7年9月中旬
- (10) 賃貸借開始日（予定）  
令和8年3月1日（日）

## 第3 参加資格に関する要件

参加表明者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

### 1 基本的要件

- (1) 参加表明者は、リース契約を締結する相手方となることを臨む単独の企業（以下「単独企業」という。）又は複数の企業（以下「企業グループ」という。）とする。
- (2) 企業グループは、リース契約を締結する相手方となることを臨む代表企業とそ

の他の構成企業（以下「構成企業」という。）から構成されるものとし、各々が担当する予定業務の内容を明らかにするものとする。

(3) 単独企業又は企業グループを構成する企業のいずれかが、他の単独企業又は他の企業グループの代表企業又は構成企業として別に応募することは認めないものとする。

(4) 応募者は、次の役割を全て担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

なお、単体で参加する者のうち、事業以外の役割を担う協力体制を構築する場合、発注者の確認を得ること。

ア 事業役割

発注者とのリース契約締結等の諸手続きを行い（発注者との対応窓口）、事業遂行の全ての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務を全て実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計に関する業務を全て実施する。

エ 金融役割

資金調達、回収業務、保険業務等を実施する。

オ その他役割

上記ア～オ以外の保守管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

## 2 参加資格の要件

(1) 過去5年間（令和2年4月1日から公告の日まで。以下同じ）に、国又は地方公共団体とLED照明のリース契約の実績があること。

(2) 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。加えて、施工管理を担うものは、建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。

(3) 代表企業について、日本国内に本社、支店又は営業所を有し、広野町指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

## 3 応募者の制限

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県及び広野町において指名停止の期間中でない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び広野町暴力団排除条例（平成26年条例第20号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当し

ないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納している者

#### 4 その他留意事項

- (1) 共同体における構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって発注者との協議により発注者が認めたときは、この限りではない
- (2) 共同体で事業役割が複数の者で構成される場合、事業役割の構成員全てが、発注者に対し連帯責任を負う旨を示す条項を各構成員間で締結する協定に含むこと。また、事業役割の構成者のうち1者を代表者として発注者の対応窓口とし、契約等諸手続きを行うのものとする。
- (3) 団体として施工役割又はその他役割に参加する法人等は、他の提案に重複して参加することはできない。
- (4) 施工役割を担う者の資格確認は業務提案書提出時に実施し、資格を満たしていない場合は失格とする。

#### 第4 参加に関する手続き

参加に関する手続きは、以下の要件に従って行うこと。

##### 1 公募型プロポーザルに関する事務局

公募型プロポーザルに関する手続きのため、事務局を以下のとおり設置する。

事務局 広野町 総務課

住 所 〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35

電 話 0240-27-2111

FAX 0240-27-4167

電子メールアドレス soumu@town.hirono.fukushima.jp

ホームページ <http://www.town.hirono.fukushima.jp/>

##### 2 募集要項等の公表

公募型プロポーザルに関する資料は本募集要項「第4\_1) 公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公表する。また、参加表明者は、募集要項等の他、公募型プロポーザルによる手続きに必要な情報及び資料等を同ホームページから入手すること。

##### 3 現地調査参加申込

現地調査を希望する場合は、以下の要件に従い参加申込書を提出すること。

###### (1) 提出書類・申込方法

「現地調査参加申込書(様式6)」に記載の上、電子メールにより提出すること。

なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業現地調査」とすること。

また、電子メールの件名は「現地調査参加申込み（令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業）」とすること。

(2) 提出期限

令和7年8月5日（火）

(3) 提出先

本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に示す電子メールアドレスとする。

(4) その他

ア 現地調査は、1施設あたり最大60分程度を予定する。なお、使用中により、調査時間内に立ち入りが不可能な部屋・エリアがあることが想定される。

イ 現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認を目的としている。

ウ 参加人数は各社1名とし、屋内ではマスクを着用する。

エ 現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないよう配慮すること。

オ 現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必ずではない。

4 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問を行う場合には、以下の要件に従い質問書を提出すること。

(1) 受付期間

公告の日から令和7年8月8日（金）16時00分まで

(2) 提出方法

ア 本募集要項「様式5」を用い、受付期間内に電子メールで提出すること。  
なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

イ 本募集要項「様式5」は原則PDF形式で提出すること。

ウ 電話及び窓口での質問については、受け付けないものとする。

(3) 提出先

本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に示す電子メールアドレスとする。

(4) 回答期日

令和7年 8月19日（火）17時00分まで

(5) 回答方法

本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公表する。なお、質問を行った者が特定できる要素及び評価に係る独自のアイデア・内容等に関しては、情報を一部除いた上で公表する。

5 参加表明書等の提出

参加を表明する者は、以下の要件に従い参加表明書等を提出すること。

(1) 受付期限

令和7年8月22日(金) 16時00分まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、受付期間内に到着したものを有効とする。

(3) 提出先

本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に記載のとおりとする。

(4) 提出書類(全て1部ずつ)

ア 参加意思表明書(様式1)

イ 法人概要(パンフレット可)

ウ 履歴事項全部証明書の写し(最新の登録事項を確認できるもの)

エ 財務諸表の写し(直近2年分)

オ 納税証明書又はその写し(直近1年分で、提出日の3か月以内に発行されたもの)

カ 委任状

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

キ 共同体の結成に係る協定書の写し(共同体に限る。)

ク 契約実績

※印影及び個人情報に黒塗りにした契約実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを1件分添付すること。

(5) その他

ア 参加表明書等の作成及び提出に伴う費用は、参加表明者が全て負担すること。

イ 参加表明書等の提出書類受付期間後の、提出した書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めないものとする。

(6) 参加資格通知

発注者は、参加資格の確認後、参加資格の有無について令和7年8月25日(月)までに通知する。

6 業務提案書等の提出

参加資格の決定がなされた応募者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

参加資格通知後から令和7年8月29日(金)まで(町の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に記載のとおりとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(電子メール不可)

郵送の場合は、提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5) 提出書類

次に掲げる書類（全て正本1部及び副本6部ずつ）を提出すること。

ア 業務提案書（様式2及び別紙任意様式）

仕様書を踏まえ、評価項目に応じた業務提案書を作成すること。

イ 業務実績表（様式3）

過去5年間に、国又は地方公共団体と締結したLED照明のリース契約の実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

ウ 役割分担表（事業、施工、調査設計、金融、その他の役割分担がわかるもの）  
（様式4）

施工役割を担う者の資格要件の確認のため、建設業許可の写しを提出すること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

令和7年9月中旬に契約候補者として選定されたものと想定し、業務スケジュール案を記載すること。

オ 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な全体経費（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

なお、内訳については施設ごとに作成し、次の項目を参考にすること。

(ア) 既設照明器具調査に要する経費

(イ) 照明器具の調達に要する経費

(ウ) 照明器具設置に要する経費

(エ) 保守管理に要する経費

(オ) その他の経費

(カ) リースに要する経費

(6) 提出書類の記載要領

ア 業務提案書は、A4判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、フラットファイル等に左とじで提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横（折り込むようにすること。）も可とする。

イ 業務提案書は30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判横はA4判2ページ分の扱いとする。）

ウ 業務提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

オ 業務提案書には、別表1に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実

施内容等を具体的に記載すること。

## 第5 受託候補者の選定

### 1 選定委員会の設置及び開催

広野町は、参加表明者から本募集要項に基づいて提出された業務提案書等を評価する「令和7年度広野町公共施設LED照明器具賃貸借事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。また、参加表明者から業務提案についての説明を受け、内容を確認するためのヒアリングを実施する。

#### (1) 開催日時

令和7年9月5日（金）

※ 詳細は、参加表明者に対して後日通知する。

#### (2) 開催場所

広野町役場2階 201会議室

住 所 〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35

#### (3) 開催方法

開催場所への出席とする。

#### (4) 実施方法

業務提案の説明については、業務提案書等のほか、当日用に用意したプレゼンテーションツールを用いて行うこと。ただし、プレゼンテーションツールについては、参加表明者が準備すること。

#### (5) その他

プレゼンテーションにおける一事業者あたりの持ち時間は30分とし、説明時間20分、質疑応答10分とする。

### 2 受託候補者の決定

(1) 選定委員会による選定結果に基づいて受託候補者を決定する。

(2) 選定委員会は、受託候補者の選定にあたり、参加表明者から提出された業務提案書等の内容及びヒアリングで確認した結果に関して、別表「業務提案書等に基づく評価の視点」に示す要件により採点し、採点結果を合計した総合点が高い提案をした者から順に受託候補者を選定する。ただし、総合点が60点未満の提案をした参加表明者については選定しないものとする。なお、評価委員会による評価点は非公開とする。

(3) 選定結果は、令和7年9月8日（月）16時以降に公表するものとし、本募集要項「第4\_1公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公開する。

(4) 選定委員会による評価及び委託候補者の決定に関する異議又は問い合わせは一切応じないものとする。

(5) 業務提案等は、広野町が設置する選定委員会において、参加を表明した者からの

プレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加表明者を受託候補者に認定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加表明者も受託候補者に選定しないことがある。また、参加表明者が1者だった場合には、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断する。

### 3 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該の参加表明者は失格とすることがある。

- (1) 参加表明書等の提出書類受付期間後に、広野町が定める提出書類等を提出した場合。
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合。
- (3) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 本募集要項に違反すると認められる場合。
- (6) その他事務局があらかじめ指示した事項に反した場合。

## 第6 契約の締結

- 1 受託候補者は、各種基準や法令等を満たす照度を確保しながらも、省エネ効果が期待できる器具を選定し、発注者と契約を締結するための仕様書へ反映させるものとする。
- 2 発注者は、提出された業務提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容並びに既設照明器具資料等を踏まえ、仕様書等について受託候補者と詳細協議するとともに、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。
- 3 受託候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者として選定する。
- 4 契約候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合や第5第3項に該当する場合は契約を締結しないものとし、次点候補者と改めて協議を行うものとする。
- 5 契約保証金については、免除とする。
- 6 契約書の作成を要する。
- 7 支払については、毎月の賃貸借期間満了ごとに支払うものとする。

## 第7 リスク分担

予想されるリスクの分担については、別表2のとおりとする。

## 第8 その他の事項

### 留意事項

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に伴う費用は、参加表明者が全て負担すること。

- (2) 受託候補者に選定されたか否かにかかわらず、参加表明者から提出された書類については返却しないものとする。
- (3) 受託候補者に選定された者による業務提案書等についてのみ、各権利者や関係機関等に提示し、本業務の推進を図るための資料として広野町が使用できるものとする。
- (4) 業務提案書等の著作権は参加表明者に帰属するが、受託候補者に選定された者による業務提案書については、広野町が必要な場合に無償で使用できるものとする。
- (5) 業務提案書等の作成にあたり、広野町から提供する資料については、無断で公表又は本業務に関係のない業務への使用をしないこと。

#### 附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1 業務提案書等に基づく評価の視点

評価項目		評価ポイント	配点
提案評価点 (配点80点)	業務実施体制 について	発注者の計画どおりに業務実行が可能な体制・スケジュールを構築できているか。	10
	業務遂行能力 について	類似業務における実績があるか。	5
	施工体制について	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制が構築できているか。	5
		資材の調達や器具の設置に当たり、町内業者の活用に十分配慮しているか。	10
	LED照明について	規格・品質が信頼に足る製品であるか。	5
		本業務の目的に照らし、LED照明器具交換の対象器具や回収方法について、効果的で具体的な提案があるか。	10
		必要な照度を確保しながら、環境へ配慮した更なる省エネ効果が期待できる提案があるか。	15
	保守管理体制 について	障害発生時に迅速な対応（点検・復旧等）ができる体制の構築ができているか。	5
		町内業者の活用に十分配慮しているか。	10
	プレゼンテーション	提案内容がわかりやすいか、事業への理解度があるか。	5
価格評価点 (配点20点)	見積額	提案内容に対し適切な金額であるか。	20
合計			100

別表2 予想されるリスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			発注者	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	工事・保守管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・保守管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	保守期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延滞	発注者の指示	○	
	設備導入に必要な許認可等の遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破たんによるもの		○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○
	設計変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(施工費に影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	発注者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	発注者の指示・承認による工事費の増大	○	
事業者の指示・判断によるもの			○	
性能	要求仕様不適合		○	
一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	

		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
支払	金利	期中金利の変更		○
維持 管理 関連	設計変更	発注者の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
	保守経費の上昇	設計変更以外の要因による保守管理費の増大		○
	本設備の損傷	発注者の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷	○	○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷		○
	契約不適合	本設備に関する契約期間における契約不適合責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○